

## 賃料値上げトラブル110番第3段

# 家賃の値上げは断れます

～更新時期の値上げに、諦めないで！～

マンション価格の高騰の影響を受け、賃貸マンションの新規賃料が大幅に値上がりする中で、現在賃貸マンションに入居中の借借人に対して、賃貸借契約の春の更新の時期に現行家賃の1割～2割以上の大幅な値上げを請求する事例が多発しています。賃貸人と管理会社も大変強気で値上げを請求するケースもあり、更新できないのではないかと不安をかかえる借借人も多いです。家賃の値上げは、家主が一方的に決めるものではなく、話し合いで決めるものです。値上げを拒否しても、家主は更新を拒否することはできません。 当会では第3弾の値上げ110番を実施します。ぜひ、家賃の値上げに慌てず、諦めないでご相談ください。

・賃料値上げトラブル110番 (相談無料)

3月8日(日)、午前10時～午後3時まで

電話番号 03-5906-7221

東京借地借家人組合連合会・当会常任弁護団

〒171-0021 豊島区西池袋5-8-9 ハイマート藤和池袋コープ206

電話 03-5810-3183